

許可条件

策1条 本件許可を受けた者は、許可区域が広範囲に及ぶため、許可に係る行為を実施することによって、他の者の河川の自由使用を著しく妨げることがないように努めるとともに、他の者の水面等の利用や河川管理用の通路を確保するものとする。

策2条 本件許可を受けた者は、本件許可の対象となる区域および許可の内容について、現地に看板を設置するなど適切な方法により公示するものとする。

第3条 本件許可を受けた者は、占用施設を利用し収入を得る場合、その収入を当該占用許可に係る河川の施設の維持管理および良好な水辺空間の保全、イベント等のにぎわいの創出を図るための費用に充てるものとする。

2 前項に規定する収入および活用状況は、毎年度ごとの状況を翌月末までに品川区長へ報告しなければならない。

第4条 本件許可に係る行為の実施に際しては、付近の道路の通行等にも影響を及ぼす恐れがあるため、あらかじめその実施内容等が分かる図書を作成し、関係機関と調整すること。

2 許可に係る行為の実施によって発生したごみは適切に処理するなど、本件許可区域の清潔の保持に努めるものとする。

3 洪水等の緊急時における情報伝達体制を整備し、占用施設の利用者が安全、円滑に避難できるよう努めるものとする。

第5条 占用施設の廃止、占用許可期間の満了その他の事由によって設置した工作物の用途を廃止したときは、速やかに廃止届を提出し、原状に回復するものとする。

第6条 この占用許可に係る行為の実施に際して他の法令等の規定に基づく許可等を要する場合は、必要となる手続きをとるものとする。

第7条 次号の一に該当するときは、この許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し若しくは新たに条件を付し、又は工作物の設置方法の変更若しくは除却、工作物の設置により生じた若しくは生ずるべき損害を除却し若しくは予防するために、必要な措置をとることを命じることがある。

(1)河川法その他の関係法令に違反したとき。

(2)この許可に付した条件に違反したとき。

(3)この許可に係る行為若しくは設置した工作物が、河川管理上支障となるとき。

(4)その他区長が公益上やむを得ない必要があると認めたとき。